

令和5年度第1回

逗子市個人情報保護運営審議会

令和5年8月29日（火）

逗子市総務部情報公開課

令和5年度第1回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 令和5年8月29日（火）

午前10時00分～

場 所 市役所5階 第4会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 保有個人情報の目的外利用・提供について
3. その他

出 席 委 員（5名）

会 長	安 達 和 志
副 会 長	森 田 明
委 員	海 原 弘 之
委 員	望 月 由 佳 子
委 員	島 田 達 巳

欠 席 委 員（0名）

事務局等出席者

情 報 公 開 課 長 栗 原 達 也

情 報 公 開 課 任 主 齋 藤 好 男

情 報 公 開 課 事 主 加 藤 美 佳 子

情 報 公 開 課 度 員 任 計 用 年 職 伊 勢 由 紀 子

会議の公開・非公開の別 公開（議題（２）については非公開）

傍 聴 者 なし

配 付 資 料

- ・ 第１回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・ 令和４年度第６回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
- ・ 【資料１】 保有個人情報の目的外利用・提供の状況について
- ・ 【資料２】 個人情報ファイル簿一覧
- ・ 【資料３】 個人情報事務登録簿の変更状況集計表
- ・ 【資料４】 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一覧
- ・ 【資料５】 指定団体一覧

午前 10 時 00 分開会

○安達会長 それでは、令和 5 年度第 1 回逗子市個人情報保護運営審議会を開催いたします。

逗子市個人情報保護運営審議会規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、半数以上の委員の出席がありますので、本日の会議は成立します。

○栗原情報公開課長 傍聴はいらっしゃいません。

○安達会長 いませんか。

では、本日の配付資料の確認をお願いします。

(配付資料の確認)

○安達会長 皆様、資料お手元におそろいでしょうか。よろしいですか。

それでは、議題に入ります。

まず、議題（１）逗子市個人情報保護運営審議会議事録についてであります
が、事務局からお願いします。

○栗原情報公開課長 4 月に校正の依頼をさせていただきました、令和 4 年度第
6 回議事録を御確認いただきたいと思います。時間がかかってしまって大変申
し訳ありませんがよろしくお願いいたします。

○安達会長 皆様既に、大分以前でしょうけれども、校正を済ませていただい
ていると思いますが、修正内容等についてまず確認をお願いします。

いかがでしょうか、よろしいですか。

では、お手元に配付した議事録のとおり承認するということによろしいで
すか。

では、御異議ないようですので、承認とさせていただきます。

○栗原情報公開課長 ありがとうございます。

○安達会長 続いて、議題（２）保有個人情報の目的外利用・提供についてを扱
います。

本件については、新年度に入って初めての議事ですが、報告事項という扱い
になっていますけれども、内容的には警察の犯罪捜査等に関わるものがありま
して、会議を公開することにより公共の安全の確保に支障を来すおそれがある
と思われます。

会議は原則公開ですが、非公開情報に該当する事項を審議する場合は、会議
を非公開とできる例外規定がありまして、逗子市情報公開条例第 20 条第 1 項
及び逗子市個人情報保護運営審議会の公開等に関する要領でございます。

本案件の審議が終了するまで非公開としたいと思いますけれども、よろしい

でしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 特に御異議ないようですので、本件については非公開といたします。
(非公開)

では、議題（２）については終わりにしまして、ここからの会議を公開とさせていただきます。

続いて、議題（３）その他を扱います。

事務局からお願いします。

○栗原情報公開課長 その他といたしまして、報告が４件と日程調整になります。

１番目に、個人情報ファイル簿一覧について、齋藤より御報告させていただきます。

○齋藤情報公開課主任 まず、個人情報ファイル簿について御説明いたします。

こちらは、個人情報の保護に関する法律の規定に基づきまして新たに作成・公表が義務づけられております。

資料２を御覧ください。

こちらに一覧表、表裏で作成しております。部ごとに一覧表をつくっております。１番がふるさと納税寄附者管理ファイルというものになっております。

以下、こちらが５０件ございます。５１件ですかね、訂正させていただきます。

この一覧は、６月１日現在のファイル簿一覧になります。４月１日当初の個人情報ファイル簿一覧の件数は５０件でしたが、６月１日に１９番の下段になりますが、５１番、こちらの令和５年度の生活支援金対象者、今年度始まった事務になりますが、こちらのファイルが追加になりました。一覧表はこういった部ごとに５１のファイル簿が現在ございます。

ファイル簿の内容について、記載内容について御説明いたしますので、もう一枚おめくりいただいて、ファイル簿、第１号様式個人情報ファイル簿の令和５年度、今の追加になったファイル簿を例にしまして、記載内容について御説明いたします。

先ほどもありましたが、個人情報ファイルの名称ですが、こちらいわゆるデータベースの名称をこちらには記載することになります。

行政機関等の名称については、こちらは逗子市長、組織の名称は所管課名を記入します。

個人情報ファイルの利用目的ですね、事務登録簿にもありましたが、利用目的をこちらに記載することになります。

記録項目については、個人情報ファイルに記載されます氏名、住所などの項目を具体的にこちらに記載することになります。

記録範囲については、処理情報として本人として記録され、または検索できる個人の範囲を記載します。この場合につきましては、非課税の世帯の方が本人となります。非課税の方に対して支給金を支払いますので、その方を本人として記録しています。

記録情報の収集方法については、この場合本人、住民基本台帳システム、市県民税システムから収集いたします。

要配慮個人情報については、含まれる場合はその旨を記載することになっております。ここでは含んでおりません。

記録情報の経常的提供先については、経常的に提供する場合にこちらに記載することになっております。この場合、提供はございません。

開示請求等を受理する組織ですね、こちらは、情報公開課を記載することになっております。

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等については、他の法令で特別の手續が定められている場合は、その旨をこちらに記載することになっております。この場合は特にございせん。

一番下ですが、個人情報ファイルの種別になります。左側の法第60条第2項第1号の部分ですが、こちらは電算処理ファイルですね、いわゆる電子ファイルの場合は左側にチェックを入れます。マニュアル処理ファイル、いわゆる紙台帳の場合は、右側の法第60条第2項第2号のほうにチェックを入れます。この場合は電算処理をしていますので、左側にチェックを入れます。

さらに、電算処理ファイルの場合に、紙台帳ファイルも併せて持っている場合は、ここに有というふうに記載をします。持っていない場合は無というふうに記載しております。

このようなファイルを先ほどの51のファイル簿をつくっております。

個人情報ファイル簿の公表については、逗子市公式ホームページのほうで公表しております。

以上になります。

○安達会長 続けて報告していただけるんでしょうか。

○栗原情報公開課長 続いて、2番目に、個人情報事務登録簿の変更状況集計表

につきまして、引き続き齋藤より御報告させていただきます。

○齋藤情報公開課主任 まず、個人情報事務登録簿の登録事務件数について御報告いたします。

資料3、こちらの変更状況集計表を御覧ください。

集計表の説明をいたします。

個人情報保護制度が法律の規律によることになりまして、実施機関に、左側にあります、市長の下ですね、消防長が追加になりました。

また、一番下ですが、議会ですね、これは従来もありましたが、議会は法令の範囲から外れましたが、議会は条例を制定しまして、他の実施機関と同様に個人情報事務登録簿を備え付けますことから、これまで同様にこの審議会でご報告してまいります。

では、変更の内訳になります。

令和4年度中の新規での登録が17件です。2列目ですね。抹消が19件になります。

また、令和5年度から新制度になったことから、所管変更を行っております。その隣の所管変更の列になります。

実施機関として消防長が定義されましたことから、今まで市長のところがありました30件の登録簿を消防長のほうに所管変更しております。

また、教育委員会の子育て支援課、保育課、療育教育総合センターの一部の事務、こちらについては補助執行事務といいまして、もともと市長の事務でそれを教育委員会の職員に処理させているという事務ですので、本来市長の事務ですので、市長のほうに所管変更しております。ですので、マイナス58件がそちらに当たります。市長のほうプラス58件、マイナス30件で、トータルで市長のほうは28件の増になります。所管の変更の合計は、プラスマイナスでトータルゼロになります。

令和5年度当初の登録事務件数が中央の列になりますが、合計665件になります。令和5年度、本年度新制度ですね、こちらの新規での登録が9件、抹消がゼロ件、変更が13件になります。令和5年7月末現在の登録事務件数が最新のものですが右列になります。合計674件になります。

こちらが登録事務件数の報告になります。

続きまして、実際に報告の新規及び抹消等の具体的な説明をいたします。

1枚めくっていただきまして、右側に令和5年4月1日現在と書いた一覧表を御覧ください。

まず、こちら個人情報事務登録簿の様式を変更しておりますので、そちらの説明を先に説明いたします。

4枚ほどめくっていただいたナンバー29、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ですね、横長の表ですね、こちらを御覧ください。

まず、従来の様式の個人情報収集の目的というのがありましたが、そちらを利用目的と改めました。これはファイル簿と名称を合わせるために変更しております。個人情報の保護に関する法律の規定に基づきまして、個人情報を保有するに当たりましては、利用目的をできる限り特定しなければならないこととなりました。

また、これまで当審議会の答申に基づく利用・提供に該当いたしますが、利用目的以外の目的のために利用及び提供を恒常的に行うことが予定されている場合は、そのような利用及び提供が可能となるように利用目的をあらかじめ設定しておく必要がございます。ですので、利用目的の変更が必要となりました。

少し分かりにくいので、具体的に説明します。こちらの29、例えば、社会福祉課の臨時特別給付金の事務になります。こちら社会福祉課が給付金の支給のために、こちらは戸籍住民課の住民基本台帳の氏名、住所のデータを利用いたします。この場合にこの個票ではないんですが、戸籍住民課の住民基本台帳の事務の利用目的ですね、戸籍住民課のほうの住民基本台帳の利用目的のほうに、社会福祉課の給付金の支給のためというのが記載されたものが別にあります。後ほど出てきますが、そのために利用すると記載しております。

また、これだけでは分かりにくいので、新たにその下の欄になります。利用する他部署の情報という欄を設けまして、利用・提供元の所管名と情報の名称を記入することにしました。この場合ですと、ここに戸籍住民課の住民基本台帳情報と記載し、戸籍住民課からこの情報をもらっているんだよというのが双方で分かるように記入しています。

従来の様式では、提供を受ける側、利用する側の登録簿に利用する根拠を記入していましたが、新たな様式では提供する側の登録簿の目的欄に追加しまして、利用する側にもどこの所管の情報を利用しているかが分かるように変更し、双方の所管でこの情報をどこからどこに利用しているかということを知るように変更いたしました。これが大きな違いであります。

あと、あまり明確ではなかった収集の時期という欄を削除しました。

また、利用と提供の区分がございましたが、右側ですね、利用目的・利用提供の欄を1つにまとめさせていただきました。

あと項目のところですが、個人情報ファイル簿に合わせまして、記録の名称とありましたが、中段あたり、記録の内容に変更しまして、記録の内容を記録の項目に変更しました。

また、記載間違いが多かった口座情報ですね、取引情報欄に追加しまして、電話番号の欄にメールアドレスを追加いたしました。

そのほか項目の場所を若干移動させていただいております。こちらが様式の変更になります。

続きまして、一覧表の説明をいたします。

お戻りいただきまして、令和5年4月1日現在の縦長の一覧表を御覧ください。先ほどの2ページですね。令和5年度第1回個人情報事務登録簿の報告案件一覧であります。

まず、4月1日現在ですね、昨年度の状況を説明いたします。

新規は後ほど個票で御説明いたしますので、まず抹消の部分から説明いたします。

新規の下にまず、実施機関が市長、職員課、抹消、子ども手当認定・支給事務というのがあります。これ以降、この19件ですね、こちらの事務については、昨年度事務が終了したということで抹消にしております。

ただ1つだけ、市民協働課の消費生活啓発事務ですね、4つ目ですかね、抹消の4段目、消費生活啓発事業、こちらについては、講座受講者名簿等が別の登録簿、講座講演会業務に統一したことによりまして抹消ということになっております。事務自体がなくなったものではありません。

それ以外の事務については、事務がそもそも平成25年度等に終了しまして、さらに保存期間、5年間なりの保存期間が終了したので、登録簿自体が抹消という形になっております。

次に、1枚おめくりいただいて、一つ一つの新規の個票の御説明をいたします。1枚めくっていただいて個票のほうですね。

まず、個票の広聴業務のところですね、1ページ目、市長市政相談のところからまいります。こちら新規の登録になります。こちら記載の事務名称になりまして、収集方法については、本人または本人以外ということになります。こちらは市民の声を各主管課の事務に反映させるための事務として登録したものです。

さらに、おめくりいただいて、こちらは文化スポーツ課のスポーツを楽しむまち逗子推進懇話会、こちらの登録簿になります。

さらに、逗子市スポーツ推進審議会というものがございます。こちらも作成しております。

こちらもう1枚めくっていただいて、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金、令和3年度ですね、少し古いものになりますが、登録簿を作成させていただいております。

このように新規の登録簿を17件作成させていただいております。

こちら、実は令和4年、先ほども令和3年度の事務がありました、令和4年度以前の開始の業務ですが、実は作成が漏れていました。申し訳ございませんでした。令和5年度の4月のときにもう一度事務を精査したところ漏れているということが確認されたことによりまして、つくってくださいということで指示を出しまして、新たに新規の登録簿として出てきたものになります。申し訳ありませんでした。

新規のところをめくっていただいて、少しめくっていただくと、令和5年7月31日現在の報告の新規と変更が出てきますので、そちらを御覧ください。

ちょっと資料が多いんですが、半分ぐらいめくっていただくと、右上に令和5年7月31日現在の一覧表が出てくると思います。

こちら新規については、次ページ以降の個票で説明いたしますので、変更について御報告いたします。

こちら13件の変更がございます。上の4つですね、情報公開課で変更が発生しておりますが、こちらは法改正によりまして、利用目的のところに根拠が条例と記載されておりましたが、今後は法律に変わりましたので、そういった利用目的のところを変更しております。

次、課税課は、先ほどの収集目的のところに他課から利用される場合に、利用目的を変更する必要があるということで、課税課はほかの所管へ情報を提供しておりますので、利用目的のところに他の所管へ提供している旨の記載を追加しております。この課税課と戸籍住民課、障がい福祉課、高齢介護課等は、その利用目的の変更というのは先ほどの理由で利用目的を変更しております。

あと市民協働課のずし男女平等参画プラン推進会議、こちらについては、今年度からこちらの会議の名称が「男女共同」から「男女平等」という名称に、要は「男女共同」という意味でもまだ男女の差があるんだろうということで、「男女平等」というふうに事務の名称が変わったことによる変更になります。

それ以外の部分についても、事務の名称が変わったことによりまして、登録簿のほうに残しております。

以上、13件の変更になります。

次に、新年度の登録簿になります。それが次のページからになります。

まず、1 ページ目ですが、各課共通、情報公開課の保有個人情報の開示諾否決定に係る調査・告知事務についてになります。こちらは保有個人情報の開示請求を受けた情報に市以外の第三者に関する情報が記録されている場合に、第三者に意見照会することができますが、その意見照会書等が記録されております。

2 ページ目です。J R 東逗子駅前用地活用事業のワークショップ運営事務について、企画課が作成したものになります。こちらの事務、ワークショップの参加申込み者の管理に使う申込書とかを登録したものになります。

次のページにまいります。

逗子海水浴場運営事業になります。経済観光課になります。こちらは海水浴場で条例違反者の特定のために、その記録を残しておくものになります。

次のページ、4 ページになります。社会福祉課の非課税世帯の生活支援金ですね。これは今年度、また単年度でやっている事業になりますが、非課税世帯に対する支援金の事務に登録するものになります。

次のページになります。

こちら高齢介護課のふれあいパス購入助成事業です。これも今年度から開始されましたふれあいパスの購入のための助成金の事務が発生しましたので、6 月からこの事務を開始しております。

次のページにまいります。

こちら高齢介護課ですが、高齢者補聴器購入費助成金交付事務ですね。こちら高齢者の補聴器の購入に要する費用の助成のための事務になります。

次のページにまいります。

子育て支援課、生殖補助医療費助成になります。こちらこの事務が4月から開始になりましたので、その事務に利用するものです。

次のページになります。

こちら子育て支援課の低所得の子育て世帯に対する特別給付金支給事務で、ひとり親世帯分になります。もう1枚めくっていただくと、同様にひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯のための登録簿になります。こちらは、補助が今年度新規の事務が開始したことによりまして登録簿を追加したものになります。

報告は以上になります。

ちょっと足早でしたが申し訳ありません。

○栗原情報公開課長 続きまして、3番目に、特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）について、引き続き齋藤のほうより御報告させていただきます。

○齋藤情報公開課主任 資料4を御覧ください。

今回、新たに評価書を実施した評価書がございますので報告いたします。

対象箇所は一番下、次のページになります。

26番、令和5年度逗子市住民税非課税世帯等に対する生活支援金支給に関する事務になります。先ほども登録簿があったものです。所管課は社会福祉課、提出・公表日が令和5年7月13日です。こちらの基礎項目評価書になります。これは個人番号を利用しまして当該事務を新たに実施をしたことから、評価書を作成したのになります。

評価の時期は令和5年6月1日になります。

また、評価書番号24と25ですね、1ページ前の一番下と1つ前の事務になりますが、こちらについては年度単位の事務になりまして、事務が終了しましたことから終了の年月日を事務の名称のところにしております。

評価書につきましては、個人情報保護委員会ホームページから閲覧することが可能です。

報告は以上になります。

○栗原情報公開課長 最後に、4番目、指定団体一覧について御報告をさせていただきます。

資料5を御覧ください。

指定団体一覧の下段、公益財団法人逗子市渡邊利三奨学金財団を指定団体に令和5年7月に指定しましたので報告をいたします。

当該財団法人は、国内外を問わずリーダーとして活躍したいという志を持つ経済的理由により就学困難な逗子市在住の若者に奨学金を支給し、グローバルな視野を持つ人材の育成及び就学の機会の確保に寄与することを目的として、逗子市にゆかりのあります渡邊利三氏の寄附金を拠出財産として設立したものです。

設立年月日が2022年、令和4年1月17日で、公益財団の法人です。

こちら指定団体の指定ですが、市の出資比率が25%以上、具体的にこちらについては100%でございます。該当することから指定したものです。こちらは、情報公開条例上の情報公開の指定団体にも併せて指定をしております。

長くなりましたが、報告については以上でございます。

○安達会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告について御質問、御意見等がありましたらお願いします。

いかがでしょうか。

ちょっと確認ですけれども、個人情報事務登録簿の個票、令和5年7月31日現在のほうに、クリップ留めされている中で、27番というのがありますが、高齢介護課の高齢者補聴器購入費助成金交付事務についてですが、これは右側の事務開始年月日が令和6年6月1日になっているんですけれども、これは間違いではないんですね。

○栗原情報公開課長 失礼いたしました。

○安達会長 間違いですか。

○栗原情報公開課長 はい。こちらは、令和5年6月ですね。

○安達会長 大分先のことだなというふうに見えたんですけれども。

○栗原情報公開課長 申し訳ありません。

○安達会長 委員の皆様の方から何か御質問等ございますか。

○島田委員 個人情報事務登録簿をデジタル化する計画はないんですかね。これそのものをね。

○栗原情報公開課長 電算情報として実は我々持つてはいるんですが、いわゆるこちらがエクセルでつくってありますので、電算ファイルでの管理は事務局内ではしているんですが、そちらは一般の方にも閲覧に供しなければいけないということもありますので、それを紙に印刷して市政情報広場、こういう場に備え付けるというのが現状であります。

○島田委員 ということは、デジタル化されているという。

○栗原情報公開課長 エクセルファイルでつくることをデジタル化と呼べるのであれば……

○島田委員 必要なときにいろいろ分類して集計したいと、そういうようになっているかどうか、デジタル化が。

○栗原情報公開課長 そこまではできていないです。

○島田委員 そうですか。

○栗原情報公開課長 はい。

○島田委員 いや、これほかの自治体も共通ですから、あまりこの辺みんな手をつけてやらないんだよね、どの自治体も。なぜだろうかと疑問を思っていますので。

○栗原情報公開課長 ありがとうございます。

○安達会長 ほかに何かございますか。

全体としてはデジタル化の方向に進んではいるんでしょうけれども、なかなか進まないですね。

○森田副会長 逗子市の場合は、ファイル簿と登録簿の関係なんですけれども、登録簿は結局従来どおり全部つくっているということなんですかね。

○栗原情報公開課長 はい。

○森田副会長 そのうち一部がファイルになると。

○栗原情報公開課長 そうです。

○安達会長 ということですか。重なっているわけですね。

○栗原情報公開課長 そのとおりですね。ファイル簿があっても登録簿は作成をしています。

○森田副会長 うん、そうですね。

○安達会長 登録簿のほうはそれでカバーしているわけですか。

○森田副会長 そうです。

○安達会長 そのうちの一部がファイル簿になっている。

○栗原情報公開課長 そうです。ファイル簿がデータの1,000件というところもありますから、1,000件未満は作成しなくてもよいということになります。

○安達会長 ファイル簿、登録簿、両方あるものもあるということですか。

○栗原情報公開課長 おっしゃるとおりです。両方あります。

○森田副会長 そのほうが1,000人超えちゃった時点でファイル簿にすればいいことなんで、限界値あたりのことを考えるとやりやすいのかなと思うんですけども。

結局、神奈川県は分けることにして、従来の登録簿は登録簿であり、ファイル簿にならないものを登録簿にするという形なんで、結局ファイル簿に載っかるのは1割ぐらいでしたね。逗子もそういう意味では同じくらいの比率かもしれませんが。

だから、何か限界線上1,000人超えたり減ったりした場合どうするのかというの、ちょっとかえって面倒くさいかもしれません。

○安達会長 あり得ますね、人数の増減によって。

○森田副会長 ええ。各自治体そこは苦労しているところだと思うので、当面これでやってみて様子を見るということだと思います。

○安達会長 二重にあると情報がずれていないか気になりますね。

○森田副会長 うん、そうですね。

○安達会長 登録簿とファイル簿が違うみたいな感じになってしまうと、ちょっと扱いがなかなか面倒かなという気はしますが、そこももう少し運用で経験をしていただくしかないなという気はいたします。

いかがでしょうか。

特に御質問等がないようでしたら、これについては一括して御報告を承ったということにしたいと思います。

では、その他のほうで事務局のほうから何かありますか。

○栗原情報公開課長 続きまして、日程調整をさせていただければと思います。

次回、第2回の審議会は、来年1月に開催を予定しております。開催日がかなり先になりますが、この場で日時を決定させていただいてもよろしいでしょうか。

○安達会長 来年1月ですが、皆さまの御予定を伺います。

○森田副会長 もう入れていってもらったほうが助かります。

(次回日程の調整)

○安達会長 これですか、1月19日金曜日の午後何時からですか。

○栗原情報公開課長 14時15分からで。

○安達会長 中途半端な開会ですが。

○栗原情報公開課長 すみません、2時まで他で会議室が利用されていますので。

○安達会長 ああ、そうですか。

○栗原情報公開課長 すみません、設営の準備が。申し訳ありません。

調整ができましたら2時からに変えさせていただくかもしれませんが、またメール等で御案内をいたします。

○安達会長 大丈夫ですかね、一応今のところ14時15分からということでございますね。1月19日、金曜日です。よろしいですか。

では、日程についてはこれで決まりました。

ほかに何かありますか。

○栗原情報公開課長 いや、よろしいです。

○安達会長 それでは、本日の案件は全て終了しました。

これをもって会議は閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時30分閉会